

第1回北栄町行政改革審議会

日時 平成29年6月23日（金）14:00～

場所 大栄農村環境改善センター

日 程

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 会長及び副会長の互選（各1名）
- 6 事業仕分けについて
- 7 今後の日程について
 - 8-9月 第2回 棚卸し（4事業程度）
 - 11-12月 第3回 棚卸し結果の報告
 - 1-3月 町長に提言
- 8 その他
- 9 閉会

〔配布資料〕

- ・委員名簿
- ・設置条例
- ・事業仕分けについて
- ・対象事業
- ・評価シート

北栄町行政改革審議会委員名簿

H29. 6. 23～H31. 6. 22

(敬称略)

番号	区 分	氏 名	所 属	備考
1	学識経験者	千葉 雄二	公立鳥取環境大学	
2		野津 伸治	鳥取短期大学	
3	教 育	光村 哉智代	北栄町教育委員会	
4	農 業	日置 健生	北栄町農業委員会	
5	商 工	奥田 よしの子	北栄町商工会	
6	福 祉	廣芳 洋一	北栄町民生児童委員協議会	
7	女性団体	徳山 邦子	女性団体連絡協議会	
8	推 薦	増田 孝二	鳥取中部ふるさと広域連合	

北栄町行政改革審議会設置条例

(設置)

第1条 北栄町における行財政に関し、その運営の効率化と合理化等について、総合的な検討を進め、積極的に行財政の刷新改善を図るため、北栄町行政改革審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、行財政全般について総合的に調査、審議し、改革事項を町長に提言する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に専門の事項を調査、審議するため部会を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(機密保持)

第6条 委員及び幹事は、審議会に附議された事項の調査、研究により知り得た事項等について機密保持の責務を有する。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は審議会の所掌事務について、審議会の要請に応じて調査等事務に協力するとともに審議会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、企画財政課とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

事業仕分けについて

1 趣旨

- ・外部評価者（行政改革審議会委員）の視点で公開の場において、事業や施設の妥当性、効果等を評価し、「廃止」、「民間」、「広域」、「改善（町）」、「継続・拡充（町）」に仕分けていく。
- ・事業仕分けの結果については、内容等の精査・検討を行い、次年度予算編成の参考として活かしていく。

2 事業仕分けの主なルール

- ・外部の目で仕分ける。
- ・公開の場で議論する。
- ・事業の必要性や実施主体について「そもそも」から考える。

3 対象事業（以下から各1事業）

- ・補助金・負担金
- ・施設管理{維持修繕、新規建設及び大規模改修事業（施設管理の適正）}
- ・イベント
- ・行政サービス（効率化、お客様の満足度向上）

4 仕分けの流れ

- ・事業概要の説明（10分）
町職員（説明者）が資料に基づき、事業の趣旨、目的、内容、課題等を説明。
- ・質疑応答（25分）
評価者から説明者に対し、趣旨・目的の是非、事業の妥当性、サービスの効率性、実施主体の適否などについて質問。
- ・評価（4分）
評価者が各自「評価シート」に記入。「廃止」、「民間」、「広域」、「改善（町）」、「継続・拡充（町）」から選択。
- ・結果（1分）
評価結果について多数決により決定し、仕分けを行う。

事業仕分け対象事業

補助金・負担金

◆北栄暮らし支援事業

選定理由：事業の有効性、課題解決（効果）が見込まれるか

当初予算額	内訳			
	町一般財源	国庫支出金	県支出金	その他
7,457	5,074		2,383	

内容：移住者向けの情報発信、補助金交付

- ・移住奨励金：【移住者】1年目：10万円、2年目：3万円、3年目：5万円、4年目：7万円、5年目：10万円（県内半額）※子育て世帯は5万円をほくえい商品券加算：【空き家所有者】5万円
- ・移住促進家賃補助金：県外から町内の賃貸物件（空き家情報バンクの物件は除く）に入居される移住者に対し、その家賃を12ヶ月間補助。（県1/2）
- ・I J Uターン空き家改修支援事業補助金（改修費の1/2（上限1000千円））：空き家情報バンクの物件に入居された方が空き家を改修する費用を補助（県1/2）
- ・空き家家財道具等処分費補助金（撤去費用の10/10（上限20万円※県内半額、県1/2）：空き家情報バンクに登録された空き家の不要家財の撤去費用を補助

施設管理（維持修繕、新規建設及び大規模改修事業（施設管理の適正））

◎◆公民館事業

選定理由：2施設（1施設は民間委託）の必要性、直営1箇所の管理運営の適正化
公民館管理事業

当初予算額	内訳			
	町一般財源	国庫支出金	県支出金	その他
13,780	10,773	2,829		178

管理事業の主な経費 耐震診断委託料：11,600千円

公民館運営事業

当初予算額	内訳			
	町一般財源	国庫支出金	県支出金	その他
18,713	18,339			374

運営事業の主な経費 大栄分館指定管理委託12,382千円

公民館講座事業

当初予算額	内訳			
	町一般財源	国庫支出金	県支出金	その他
1,469	889		151	429

内容：公民館の維持管理、各種教室・講座の実施

◆お台場公園サービスエリア、北条砂丘公園センター管理事業

選定理由：民間委託の可能性（観光施設の指定管理）

お台場公園サービスエリア管理事業

当初予算額	内訳			
	町一般財源	国庫支出金	県支出金	その他
2,699	353			2,346

北条砂丘公園センター管理事業

当初予算額	内訳			
	町一般財源	国庫支出金	県支出金	その他
1,545	230			1,315

内容：両施設の貸出、トイレの維持管理

イベント

◆人権を学ぶ会事業

選定理由：実施方法、運営方法などの効率化

当初予算額	内訳			
	町一般財源	国庫支出金	県支出金	その他
676	676			

内容：各自治会（63）で行われる「人権を学ぶ会」の企画案の作成、職員等の派遣訪問（派遣）者

行政職員（主幹級以上）：懇談での助言・司会のサポート等

教育委員会職員：視聴覚機材の設置・操作、開催状況の記録等

推進協力員（一般から）：全般に係る助言等

学校教職員：学校での人権教育に係る取り組みの助言等

行政サービス（効率化、お客様の満足度向上）

◆行政改革事業（分庁総合窓口業務民間委託）

選定理由：民間委託の効果、今後の方向性

当初予算額	内訳			
	町一般財源	国庫支出金	県支出金	その他
11,200	11,200			

内容：北条庁舎の窓口業務を民間委託。平成27年10月から業務を開始。（H30.9月までの3年間の委託。）

北栄町事業仕分け 評価シート

事業名		委員氏名	
-----	--	------	--

＜評価の視点＞

■ 目的及び事業は妥当か

- ・ 全体のビジョンの中での当該事業の位置づけは明確か
- ・ 事業内容が目的達成のための有効な手段になっているか、事業規模は適切か
- ・ 目的に照らして、設定している成果目標（ゴール設定）は適切か
- ・ 事業の役割が小さくなっていないか（役割を終えているのではないか）

■ 費用対効果は妥当か

- ・ 受益者負担は適切か
- ・ 受益者、地域の偏在はないか
- ・ 効果的、効率的な事業となっているか、投入している事業費、人件費は適切か
- ・ 町が税金を投入して行う事業か、民間委託等ほかの手法は考えられないか

■ 実施主体は妥当か

- ・ 他自治体、国、県との重複はないか、広域的な取り組みを進めるべきではないか

＜評価結果＞

項 目	内 容	該当項目に「○」
廃止	事業を廃止	
民間委託	一部又は全部を民間委託	
広域	国・県・広域で実施すべき ※具体的な実施主体をコメントに記載してください	
改善	事業のやり方等の見直し	
継続・拡充	現行どおり・事業規模の拡大	

【コメント】
